

平成21年度3月16日

関係者各位

社団法人日本建築積算協会  
会長 藤上輝之

「建築積算資格者」の「建築積算士」への名称変更のお知らせ

拝啓

平素は当協会の活動にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

さて当協会は、建築積算技術者の人材育成の一環として、平成2年度より資格認定事業を開始し、認定試験に合格した者に「建築積算資格者」の称号を付与してまいりましたが、この4月1日より「建築積算資格者」の名称を「建築積算士」に変更することになりました。

これは4月1日に新設する「建築積算士補」に名称を合わせたことと、多くの建築積算資格者から「建築積算士」への名称変更が要望されていたことによります。

既に「建築積算資格者」の名称は、各種書類および情報システムにおいて使用されていますが、ご関係の分野につきまして修正等が必要な場合は、誠に恐縮ですがご訂正等をお願い申し上げます。

なお旧名称との継続性を考慮し、平成24年3月31日までは旧名称の「建築積算資格者」も併用することにいたしました。

また必要に応じて文書等には「建築積算士（建築積算資格者）」と記載することにいたしております。

何卒ご理解を賜り今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

敬具

(補足説明) 建築積算士補について

平成21年4月に学校における積算教育の開始を機会に新設いたします。この資格は、大学、工業高校、各種専門学校等において当協会作成のテキストによる教育を実施し、当協会作成の試験にて及第点を取得し、当協会に登録を申請した人に付与いたします。

またこの資格の有効期間は登録後3年間であり、登録更新は3年ごとの更新講習を義務付けています。

なおこの資格の有資格者は、建築積算士（建築積算資格者）の一次試験が免除されます。